

# 「海外ECモール参入支援業務」

## 業務仕様書

令和 4 年 4 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「海外ECモール参入支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 名称

海外ECモール参入支援業務

### (2) 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、国際間の人的移動が制限される中、県の重点市場である東アジア及び東南アジア等での県産品の販路を拡大するため、海外ECモールへの参入を支援し、県内事業者の海外展開を図ることを目的とする。

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

### (4) 委託料の上限額

3,172千円（税込）

## 1 業務の仕様に関する事項

### (1) 海外ECモールでの県産品の販売

#### ア 商品を販売する事業者の募集及び選定

- (ア) 海外ECモールで商品を販売する県内事業者を募集し、問い合わせ及び応募申し込みに対応すること。
- (イ) 応募があった県内事業者の中から、海外ECモールに商品を出品し、県産品を販売する事業者（以下「出品事業者」という。）を県と協議の上選定すること。
- (ウ) 出品事業者及び販売する商品は5者5品以上とすること（5者5品を超える提案も可能（例：10者10品））。
- (エ) 販売する商品は、加工食品及び工芸品等を想定していること。
- (オ) 募集及び選定に当たっては、商品を販売する海外ECモールの規定や各種法令、現地事情等を考慮すること。

#### イ 海外ECモールでの商品ページの開設及び管理運営

- (ア) 海外の主要なECモールを選定し、県産品を販売するための商品ページの開設及び管理運営を行うこと。
- (イ) 海外ECモールの対象国・地域は、台湾又は東アジア及び東南アジアの国・地域とすること（例示国・地域以外でも提案は可能とするが中国は除く）。
- (ウ) 商品ページには、商品の特徴や規格、画像等の基本的な情報の他、返品・返金や決済等の消費者が商品を購入する際に通常必要とする情報も記載すること。記載に当たっては、選定した海外ECモールの商品ページで通常記載されている内容との整合性を考慮すること。
- (エ) その他、商品ページの開設及び管理運営等に関する一切の業務を行うこと。

#### ウ 販売管理

- (ア) 現地消費者などからの問い合わせ等に対応すること。ただし、商品に関する内容や使用方法等、出品事業者でなければ回答ができない場合は、出品事業者から確認した上で、受託者が対応すること。
- (イ) 代金決済を行うこと。なお、選定した海外ECモール内で利用されている決済方法を妨げるものではないこと。
- (ウ) 購入者から売上代金を回収し、出品事業者へ支払うこと。
- (エ) 商品発送及び決済などの事故・トラブル・クレーム等が発生した場合は、速やかに県へ状況及び対応策を報告し、受託者の責任において対応すること。
- (オ) 海外ECモールでの商品販売に当たっては、出品事業者に対し、販売価格の設定や事故・トラブルのリスク等、海外ECモールでの販売に係る必要事項を事前に説明すること。
- (カ) その他、在庫管理等販売管理に関する一切の業務を行うこと。

## エ 販売する商品の輸出及び配送

- (ア) 販売する商品の輸出及び現地での配送に当たっては、出品事業者から、日本国内の倉庫等（任意）で商品を受け取り、商品の種類に応じた適切な保管・管理を行い、汚損破損等がないよう十分保護した上で、商品購入者に安全かつ迅速な方法で輸出・配送すること。
  - (イ) 輸出・配送に当たっては、日本国内及び現地国内に則した法令を遵守する他、必要な書類の作成や通関手続き、その他輸出・現地での配送に関する一切の業務を行うこと。
- ※ 受託者が指定する日本国内倉庫等までの配送料及び販売期間終了後における受託者指定の日本国内倉庫から出品事業者までの在庫返送料は、出品事業者が負担することを想定している。

## オ 販売期間

6か月以上の商品販売期間を設けること（試験的な販売期間を含む）。

### (2) 広告・宣伝によるプロモーション

販売期間を中心に、現地消費者に向けて、海外ECモール内での広告、SNS、インフルエンサー及びマスメディアの活用等による出品商品のプロモーションを行うこと。

### (3) 販売データの集計及び分析による商品の企画・開発支援等

海外ECモールの商品ページへのアクセスや販売等のデータ集計及び分析を行い、現地ニーズに対応した販売施策や商品の企画・開発に向けたアドバイス等を出品事業者に行うこと。

また、本業務終了後も、継続的に海外ECモールで販売するためのアドバイス等を出品事業者に行うこと。

### (4) 海外ECモールへの商品出品に関する県内事業者向け説明会の開催及び個別相談への対応

海外ECモールでの商品販売に向けて、県内事業者向けの説明会を1回以上開催（県内で定員30名程度とし、オンライン併用を想定）する他、県内事業者からの個別相談に応じること。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により、説明会の開催方法等を変更する可能性があること。

### (5) 実施効果を高めるための提案（自由提案）

上記の他、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も上記1(4)委託料の上限額の範囲内とすること。

### 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

#### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

#### (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

#### (5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として県から受託者に本業務に係る費用が完済されたときに、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。